

虐待の発生・再発防止のための指針

合同会社すくらむ

障害児通所支援事業所 Ra:SeeSar

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

合同会社すくらむが運営する障害児通所支援事業所 Ra:SeeSar（以下「事業所」という。）では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用児の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用児の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用児に対する虐待の禁止、虐待の未然防止及び早期発見に努め、虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

①身体的虐待

- ・利用児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

②性的虐待

- ・利用児にワイセツな行為をすること又はご利用児にワイセツな行為をさせること。

③心理的虐待

- ・利用児に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置（ネグレクト）

- ・利用児を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用児による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置。その他、利用児を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

- ・利用児の財産を不当に処分すること。その他、利用児から不当に財産上の利益を得ること。

全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。また、事業所内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の責任者である委員長は管理者とし、副委員長を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者とします。

委員会は副委員長が招集し年1回に加え必要に応じて開催します。委員会の主な役割については次の通りになります。

- ①虐待防止のための計画づくり
- ②虐待防止のチェックとモニタリング
- ③虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

また、委員会の議題は次のような内容について協議するものとします。

- ①虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ②虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する

こと

- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

併せて委員会では、「障害児虐待防止におけるセルフチェックシート」及び虐待早期発見チェックリストを使用し、虐待の早期発見に努めます。

〈 委員会の構成人員と役割 〉

役 割	職 種
虐待防止委員会の責任者	管理者
虐待防止対策の担当者	看護職員
セルフチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告・分析	保育士
虐待防止委員会の記録係	児童指導員
委 員	看護職員
	介護福祉士
第三者、専門家	協力医療機関の医師、地域包括支援センター或いは行政の担当者等

(2) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括は責任者が行い責任者は管理者とします。虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進します。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとします。なお、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策 など

実施は年1回以上行います。また、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止及び身体拘束の防止を徹底するものとし、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面又は電磁的記録により保存します。

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用児への虐待を発見した場合は担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、責任者に相談します。担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。担当者から報告を受けた責任者（管理者）は速やかに市町村に報告するとともに、市町村と連携して事実確認を時系列で整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。前述の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、再度市町村の窓口等外部機関に相談します。事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。また、必要に応じ関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともにその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。通報をしたことにより、通報した職員に対して事業所が不利益な取り扱いをすることは決してありません。

6 利用児等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当事業所の「虐待の発生・再発防止のための指針」は、利用児及び家族等が確認できるように事業所内に掲示するとともに当法人のホームページに公表します。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の虐待等の相談については、担当者は寄せられた内容について責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、担当者が責任者の代行を行います。窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに十分留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。対応の流れは、上述の「4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」に依るものとし実施します。担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

附 則 この指針は、令和5年12月1日より施行する。